

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	吉村 剛太郎 (自民)	荻原 健司 (自民)	下田 敦子 (民主)
理事	市川 一朗 (自民)	河合 常則 (自民)	千葉 景子 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	山東 昭子 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	世耕 弘成 (自民)	平田 健二 (民主)
理事	朝日 俊弘 (民主)	中村 博彦 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	藤野 公孝 (自民)	山根 隆治 (民主)
理事	佐藤 道夫 (民主)	真鍋 賢二 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	福本 潤一 (公明)	山下 英利 (自民)	西田 実仁 (公明)
	浅野 勝人 (自民)	吉田 博美 (自民)	弘友 和夫 (公明)
	荒井 正吾 (自民)	伊藤 基隆 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	荒井 広幸 (自民)	家西 悟 (民主)	又市 征治 (社民)
	岡田 広 (自民)	島田 智哉子 (民主)	(17. 1. 21 現在)

(1) 審議概観

第162回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区の改正を行う公職選挙法の一部を改正する法律案については、今回の越県合併に限定して選挙区の改正を行う理由、市町村合併の進展に応じた選挙区改定の在り方等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成17年1月21日(金)(第1回)

- ・特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年6月16日(木)(第2回)

- ・政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ・公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)について麻生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕朝日俊弘君(民主)、大門実紀史君(共産)

(閣法第48号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

(3) 議案の要旨

○成立した議案

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行おうとするものである。

一、衆議院議員の選挙区に関する事項

長野県木曾郡山口村を廃止し、その区域を岐阜県中津川市の区域に編入する総務大臣の処分に係る区域については、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区は従前の区域によるものとする公職選挙法第13条第3項本文及び第5項の規定は適用しないこととすることにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、衆議院小選挙区については長野県第4区から岐阜県第5区へ、衆議院比例代表選挙区については北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ変更する。

二、この法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用する。